

対象者フローチャート



一般検査事業

定着促進事業

上記③と④の無料検査（定着促進事業）の対象となった方は、原則、**抗原定性検査**を受けていただきます。
ただし、受検者が10歳未満の方、高齢者や基礎疾患を有する方との接触が予定されている方はPCR検査等を受けることができます。
(PCR検査の受検を希望する場合は、PCR検査が必要であることを証明する「**申立書**」を提出していただきます。)